

船橋市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成25年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成28年1月4日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	鈴	木	いくお
同	神	田	廣栄

年度 管理 番号	頁	監査対象	区分	報告書記載事項	措置状況
36	44	債権管理課 (旧・納税課)	監査結果	市税の滞納金が督促状を発した日から起算して10日が経過して納付等に至らない場合でも、滞納処分が実行されていない。	地方税法などで督促状を発した日から起算して10日を経過した時点までに収納されていない場合は、滞納処分を行うこととされているため、財産調査を適切に実施することで差押件数の増加に努めていく。あわせて適宜、執行停止の処理を行うこととしている。
92	116	地域子育て支援課 (旧・児童育成課)	監査結果	正当な理由がなく児童育成料を滞納している利用者に対して、入所の許可の取り消しが行われた例がない。	入所許可の取消処分については、今後についても処分によって退所させられた児童等への影響を考慮し、この処分を行う事は大変難しいと考えている。 しかしながら、児童育成料を滞りなく支払っている利用者との公平性の見地から、悪質な滞納案件については、債権管理課との協議を経た上で法的措置を目途とし債権の移管を行なっていく。
134	175	学務課	監査結果	奨学金返還の滞納者に対して4月20日までに督促状を発送しなければならないが、11月になって財務規則と異なる様式の文書を発送している。	指摘を受け、現行では4月20日までに債権管理条例の様式例をふまえ、督促状を送付している。 (平成27年4月)
137	176	学務課	監査結果	奨学金の返還が滞っている債務者に対して、連帯保証人に代位弁済を求めることが十分に実施されていない。	滞納者の連帯保証人に対し、債務の履行協力、その後債務の履行請求を行い、進展が見られない場合には、その後、関係課と密に連携し法的手続きを行い、債務者及び連帯保証人からの支払いを求めている。 (平成27年4月)